

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(建設局分)(令和 6年 4月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	建設総務課	228-7415	道路等通報システム保守管理業務	モビルス(株)	1,584,000	R6.4.1	本業務は道路等通報システムを安定稼働させることを目的とする保守管理業務であり、当該目的を達成するためには、当該システムを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 当該システムに係る詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、設定漏れや誤処理により重大なシステム障害を発生させ、個人情報やログの情報漏洩に繋がる可能性や、当該業者独自の技術(システム)を使用することができず、システム本来のサービスが供給できなくなる。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムを構築したモビルス株式会社以外にないため、当該業者に随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
2	土木監理課	228-7416	土木工事積算システム保守運用業務	富士通Japan(株) 関西公共第二ビジネス部	17,092,900	R6.4.1	本業務は、本市土木工事等発注に関する積算業務において使用しているシステムの保守運用を行い、当該システムの円滑な運用、安定稼働を図ることを目的とするものである。 当該システムの保守運用業務を適正に実施するためには、システムプログラム及び登録データの内容等、システムに係る詳細な知識及び保守に係る技術が必要不可欠である。 また、同システムの制御プログラムは、当該業者独自のノウハウで作成されていることから、本業務は当該システムを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。 当該システムの設定にかかる詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、障害発生時に原因特定ができず安定的なシステム稼働ができなくなる。また設定誤り等があれば適切な積算を行うことができず、工事等発注の中止など多大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを開発した富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受けた富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
3	西部地域整備事務所	223-1600	JR上野芝駅エレベータ設備保守点検業務	三菱電機ビルソリューションズ(株) 関西支社	1,848,000	R6.4.1	当該設備・機械は、不特定多数の市民が駅連絡通路を利用するために使用するものであり、駅連絡通路利用に支障をきたさないために、遠隔監視する必要がある。 遠隔監視により本業務を履行できる業者は当該エレベータの製造メーカーである当該業者以外にないため、当該業者に随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

4	西部地域 整備事務所	223-1600	JR鳳駅エレベータ設備保守点検 業務	フジテック(株) 近畿統括 本部	1,676,400	R6.4.1	当該設備・機械は、不特定多数の市民が駅連絡通路を利用するために使用するものであり、駅連絡通路利用に支障をきたさないために、遠隔監視する必要がある。 遠隔監視により本業務を履行できる業者は当該エレベータの製造メーカーである当該業者以外にいないため、当該業者に随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
5	西部地域 整備事務所	223-1600	堺駅前広場ほか道路清掃除草 業務	公益財団法人 堺市就労 支援協会	-	R6.4.1	本業務は、堺駅前広場等の除草・清掃等とあわせて、業務を活用して市内在住の障害者、ひとり親家庭の母親、生活保護受給者等の就労困難者に対する就労訓練を実施する業務である。 本市では、『働く意欲のあるすべての人の就業支援』を行うため、若年者の就職や、中小企業の人材確保、女性の更なる活躍推進及び障害者をはじめとした就職困難者の就労に係る各種支援事業を実施しているところである。 就職困難者の中には就労に対する意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えているため、民間企業での勤務に対する不安を持っているなどの理由により、就労に踏み出せない者がいる。行政として、当該就労困難者に対して、将来的に安定した就労を実現するための準備としての「働く場」や「教育・研修の場」の提供を通じて、民間企業等への雇用促進を図る必要がある。 上記目的を達成するためには、公益財団法人として、本市と連携して就労困難者を中心とした市民の就労促進等に取り組み、地域就労支援センターにおける雇用・就労相談等において本市の雇用情勢や就労困難者の状況に精通し、就労困難者に対する就労訓練や就職支援の実績・ノウハウを有する唯一の団体である公益財団法人堺市就労支援協会を通じて就労支援を行うことが最も適している。 また、本業務は、作業内容が比較的軽易で取り組みやすいこと、業務に必要な技術の習熟が見込まれること、民間企業においても同様の業務が多く見込まれることから、当該就労困難者の民間企業への就労を支援するものとしては、発注することに適しているものである。 以上のことから、本業務は性質・目的が競争入札に適さず、公益財団法人堺市就労支援協会へ随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約分 71,121,243円 単価契約分 11円/kgほか
6	北部地域 整備事務所	258-6782	北野田駅エレベータ設備保守点 検業務	東芝エレベータ(株) 関 西支社	1,504,580	R6.4.1	本業務は、北野田駅のエレベータ設備を保守点検するものであり、駅連絡通路を不特定多数の市民が支障なく継続的に利用できるようにするためには、当該設備を遠隔監視する必要がある。遠隔監視により本業務を履行できる業者は、当該設備の製造メーカーである東芝エレベータ(株)以外にいないため、当該業者と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

7	北部地域 整備事務所	258-6782	白鷺駅エレベータ設備保守点検 業務	フジテック(株) 近畿統括 本部	2,930,400	R6.4.1	本業務は、白鷺駅のエレベータ設備を保守点検するものであり、駅連絡 通路を不特定多数の市民が支障なく継続的に利用できるようにするため には、当該設備を遠隔監視する必要がある。遠隔監視により本業務を履 行できる業者は、当該設備の製造メーカーであるフジテック(株)以外に いないため、当該業者と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
8	北部地域 整備事務所	258-6782	堺市駅エレベータ設備保守点検 業務	フジテック(株) 近畿統括 本部	1,098,240	R6.4.1	本業務は、堺市駅のエレベータ設備を保守点検するものであり、駅連絡 通路を不特定多数の市民が支障なく継続的に利用できるようにするため には、当該設備を遠隔監視する必要がある。遠隔監視により本業務を履 行できる業者は、当該設備の製造メーカーであるフジテック(株)以外に いないため、当該業者と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
9	南部地域 整備事務所	298-6572	泉ヶ丘駅前広場エレベータ等保 守点検業務	三尾電機ビルソリューショ ンズ(株) 関西支社	5,438,400	R6.4.1	当該エレベータ及びエスカレータにおける設備は、ペDESTリアンデッ キ等の立体横断施設の移動等円滑化のため道路上に設置されたもので あり、不特定多数の市民が利用することから、故障や不具合が生じない よう適切に保守点検等を実施する必要がある。 本業務を適正に履行するためには、構造の細部など、当該設備に係る 詳細な知識や技術が必要不可欠であり、また、一部設備においては遠 隔監視を行っていることから、当該設備を製造した者以外による履行は 見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 当該設備は、設置当初から製造メーカーである当該業者においてフル メンテナンスによる保守点検を行っており、保守点検業者が途中で変 わってしまうと、故障や不具合等が発生した際に責任の所在が不明確に なり、故障や不具合の解消に時間を要し、当該設備の利用に支障をきた すなど市民サービスに著しく影響を及ぼす恐れがある。 当該設備の保守点検及び緊急時の対応は、その構造の細部まで熟知 している製造メーカーで、従前からの保守点検業者である当該業者以外 にないため、当該業者と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約

10	路政課	228-7417	令和6年度 道路交通情報提供業務	公益財団法人 日本道路交通情報センター	5,714,500	R6.4.1	当該法人は、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報の収集、提供並びに調査、研究を行い、事故及び災害の防止並びに道路交通の安全と円滑化に寄与し、もって公共の福祉の増進と地域社会の健全な発展に貢献することを目的として、昭和44年10月3日（坪川建設大臣）の閣議報告を経て設立された法人であり、全国の交通管理者（都道府県警察本部）や道路管理者（国、全国の都道府県、政令市、高速道路会社等）からの委託により道路交通情報の収集・提供業務を行っており、全国の行政等からの各種情報をもとに総合的な道路交通情報を提供できる唯一の団体であるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	
11	路政課	228-7417	令和6年度 府道大阪中央環状線ほか道路情報表示装置保守点検業務	岩崎電気(株) 近畿営業所	3,581,270	R6.4.1	道路情報表示装置は、本課に設置の制御機から現場に設置の電光表示板へ電話回線を使って信号を送り、信号を変換して道路情報（文字）を表示するものである。 当該装置の保守点検を適正に履行するには、制御機及び電光表示板の電気回路設計及び制御プログラム内容の把握など、高度かつ詳細な知識が必要不可欠である。 また、当該装置は設置から25年以上経過しており、保守が必要である内蔵のLEDモジュールユニットについては、すでに製造が終了し、代替品もないため、毎年の保守業務において、装置を製造した当該業者独自のノウハウによるオーバーホールを繰り返しながら再利用している状況である。 当該装置の詳細な知識や技術のない当該業者以外の者が本業務を履行しようとする、正常な動作を保証できないことから、当該装置の構造を熟知した当該業者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該装置の詳細な知識等を有する、当該装置を製造、設置した岩崎電気株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	

12	路政課	228-7417	公共用地調査登記等業務	公益社団法人 大阪公共 嘱託登記土地家屋調査 士協会	-	R6.4.1	本業務の適正な履行には、多数の土地家屋調査士が所属した団体への発注を要し、当該要件を満たす者が1者しかいないため競争入札に適さず、随意契約を行うものである。 本業務は、全庁各事業所管課において発注される土地の表示に関する登記に必要な調査・測量及び申請手続きを行う業務であり、各事業所管課からの適宜の発注に適正かつ迅速な履行に対応できる履行体制が必要とされることから、履行に必要な国家資格である土地家屋調査士個人では、適正な履行は困難である。また、本業務は発注前に各工種の予定数量を確定することが困難であることから競争入札に適さず、各事業所管課の発注を一本化して契約することにより、全庁の契約事務の効率化に寄与している。 公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として土地家屋調査士法第63条第1項に基づき設立された団体である。 同協会は土地家屋調査士が数多く所属しており、大規模な発注に迅速に応えることができ、適正な調査士の配置が可能である大阪府内唯一の団体である。 以上の理由により同協会と随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	複数単価契約 900円/資料調査 (公簿類) ほか
13	公園監理課	228-7824	公園緑地公園愛護会活動支援業務	公益財団法人 堺市公園協会	124,742,200	R6.4.1	(公財)堺市公園協会は、本市管理の公園の円滑な運営及び健全な利用の増進や、市民の公園緑地に対する愛護精神の普及啓発、並びに緑化推進等の事業を実施するために本市が設立し、堺市域において身近な公園の安全・安心・快適な環境づくり並びに地域コミュニティの醸成など、さらなる愛護意識の高揚や市民力の向上を図るための知識及び経験を有する唯一の団体であり、「本市における地域に密着した公園愛護活動のさらなる発展」という業務目的を達成するためには、当該団体への発注を通じて業務履行することが最も適している。 以上のことから、本業務は性質・目的が競争入札に適さず、(公財)堺市公園協会に随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

14	大浜公園事務所	232-1489	大浜公園事務所管轄内公園清掃除草業務	公益財団法人 堺市就労支援協会	19,380,298	R6.4.1	本業務は、大浜公園事務所管轄内の公園内清掃及び除草等とあわせて、業務を活用して市内在住の障害者、ひとり親家庭の母親、生活保護受給者等の就労困難者に対する就労訓練を実施する業務である。 本市では、『働く意欲のあるすべての人の就業支援』を行うため、若年者の就職や、中小企業の人材確保、女性の更なる活躍推進及び障害者をはじめとした就職困難者の就労に係る各種支援事業を実施しているところである。 就職困難者の中には就労に対する意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えているため、民間企業での勤務に対する不安を持っているなどの理由により、就労に踏み出せない者がいる。行政として、当該就労困難者に対して、将来的に安定した就労を実現するための準備としての「働く場」や「教育・研修の場」の提供を通じて、民間企業等への雇用促進を図る必要がある。 上記目的を達成するためには、公益財団法人として、本市と連携して就労困難者を中心とした市民の就労促進等に取り組み、地域就労支援センターにおける雇用・就労相談等において本市の雇用情勢や就労困難者の状況に精通し、就労困難者に対する就労訓練や就職支援の実績・ノウハウを有する唯一の団体である公益財団法人堺市就労支援協会を通じて就労支援を行うことが最も適している。 また、本業務は、作業内容が比較的軽易で取り組みやすいこと、業務に必要な技術の習熟が見込まれること、民間企業においても同様の業務が多く見込まれることから、当該就労困難者の民間企業への就労を支援するものとしては、発注することに適しているものである。 以上のことから、本業務は性質・目的が競争入札に適さず、公益財団法人堺市就労支援協会へ随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
15	原池公園事務所	276-6818	白鷺公園ハナショウブ園巡視等業務	公益財団法人 堺市就労支援協会	5,487,900	R6.4.1	本業務は、白鷺公園の花のしょうぶ園など公園内の巡回パトロールや清掃等とあわせて、業務を活用して就労困難者に対する就労訓練を実施する業務である。作業内容が比較的軽易で取り組みやすいこと、業務に必要な技術の習熟が見込まれること、民間企業においても同様の業務が多く見込まれることから、当該就労困難者の民間企業への就労を支援するものとしては、発注することに適しているものである。以上から、本業務は性質・目的が競争入札に適さず、公益財団法人堺就労支援協会へ随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

16	泉ヶ丘公園事務所	291-1800	大蓮公園樹木管理ほか業務	南海グループ公園管理団体	-	R6.4.1	大蓮公園及び旧泉北すえむら資料館管理運営事業基本協定書第71条第5項により随意契約をするもの (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約分 8,855,000円 単価契約分(処分費) 22円/kgほか
17	公園緑地整備課	228-7424	花と緑の市民協働事業等委託業務	公益財団法人 堺市公園協会	73,260,000	R6.4.1	当該業務は、本市において「堺市緑の基本計画」に基づき、地域の魅力づくり、市民協働の緑のまちづくりなどを推進するために、地域での花飾り活動などを通じて多くの緑が市民の思いと共に育まれていくために「花のボランティア活動支援事業」、「みどり活動支援事業」等により緑化資材の提供、園芸講習、市民グループの自立化へのアドバイスを行う業務である。これらのメニューの提供にあたっては、一部の市民の関与または一時的な活動にとどまることなく、活動を通じて連合自治会、単位町会等での地域コミュニティを醸成させ、次代に継承していく仕組みを構築していく必要がある。 (公財)堺市公園協会は、本市の都市公園の円滑な運営及び健全な利用の増進や、市民の公園緑地に対する愛護精神の啓発普及、並びに緑化推進等の事業を実施するために本市が設立し、緑化推進等の事業において単に支援物資を配布するだけでなく市民とのきめ細やかな連携、人材育成、市民活動のコーディネートにかかる知識及び経験を有する唯一の団体であり、「本市における緑化について市民や事業者とともに推進するため、市民協働による花と緑にあふれる潤い豊かな市民生活環境を創出する」という業務目的を達成するためには、当該団体への発注を通じて業務履行することが最も適している。 以上のことから、本業務は性質・目的が競争入札に適さず、(公財)堺市公園協会に随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

18	自転車環境整備課	228-0294	自転車賑わい拠点事業に係る基本協定締結等支援業務	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 大阪	2,990,900	R6.4.1	本業務は、自転車賑わい拠点事業に係る施設整備及び管理運営を行う事業者の選定及び契約を締結することを目的として、公募、事業者の選定、及び基本協定の締結等の支援を行う業務である。 令和3年5月19日付契約した大和川自転車賑わい拠点事業者募集要項作成及び公募選定支援業務(以下「前業務」という。))において、市場調査を実施した上で、募集要項の作成、公募、事業者の選定、及び契約締結を行う予定であった。 しかしながら、新型コロナウイルスの影響により市場調査の実施と事業者から実現性のある提案がなされるまでに想定外の時間を要したこと、事業スキームへの見直しに伴う追加検討等が生じたことから、令和5年度は募集要項の修正と選定委員会の開催に向けた資料作成までの実施となった。 自転車賑わい拠点事業に係る施設整備及び管理運営を行う事業者の選定及び契約を締結することを目的とする本業務において、その目的の達成のためには、前業務で作成した募集要項の内容及び選定委員会の資料を踏まえた上で、業務を履行する必要がある。そのうえで、令和8年度の整備完了に向けて、令和6年度中に基本協定を締結するためには、速やかに第1回選定委員会を開催し、その後の公募、事業者選定、及び基本協定の締結における支援業務を円滑に行う必要があるため、前業務との継続性が必要不可欠である。 よって、本業務を円滑に履行し、かつ、契約目的のために継続性を確保するためには、前業務で実施したサウンディングの内容、本事業の課題を踏まえた事業スキームの検討、各関係機関との協議内容、法的な整理などを踏まえた募集要項を作成した前業務の受注者しか適正に履行できる者はいない。仮に他の事業者が実施した場合、上記募集要項等の熟知に相当数の時間を要することとなり、契約目的を達成できない。 以上のことから、本業務においては、業務の性格上、契約目的達成のために継続性が必要であり、かつ、履行期間の短縮及び経費の節減が図られるため、競争入札に付すことが不利と認められることから、前業務の契約相手方である当該事業者と随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	1者随契	
19	自転車対策事務所	252-0525	放置自転車等対策・撤去運搬・保管返還業務	ミディ総合管理(株)	-	R6.4.1	本業務は、「公共の場所における自転車等の駐車秩序」を確保する上で、自転車等駐車場の設置目的と、密接な関連を有する業務であることから、先に実施した「堺市立自転車等駐車場指定管理者」の選定において、本業務を当該指定管理者に委託することを条件として、公募しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約分 55,3704,000円 単価契約分 53,790円/トラック1台